

市民ラジオとは

しらかわまさひこ
白川正彦

去る8月4日付で市民ラジオ（27Mc帯の電波を使用する簡易無線局）に関する免許の方針等が決定せられ、電波研究所で行なう型式検定をまつて実施されることとなつたので、市民ラジオを利用される方々に必要と思われる事項についてその概要を説明して御参考に供します。

1. 市民ラジオとは

昭和25年電波法制定の際広く一般に電波利用の機会を与えるという方針のもとに、米国のシチズン・ラジオの例にならい、市民的中小企業における簡易な通信連絡または個人的な通信連絡（外出中の家人と家庭または往診中の医師と病院との連絡等）に無線が利用できるようにするため簡易無線局の制度が設けられたが、その機器が高価なことおよび携帯が困難なこと等の理由から当初期待していた方面には利用されず、むしろ一般無線局に近い存在となっている状況にかんがみて、真に個人的な通信連絡に利用できる無線局をつくらうという意図のもとに制度化されたのが市民ラジオである。

2. 市民ラジオの免許が与えられない者

(1) 欠格事由に該当する者

電技法第5条第1項の規定により、次に掲げる事由のいずれか一つに該当する者には、市民ラジオの免許は与えられない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 外国政府またはその代表者

ウ 外国の法人または団体

エ 法人または団体であつて、アからウまでに掲げる者がその代表者であるものまたはこれらの者がその役員の3分の1以上もしくは議決権の3分の1以上を占めるもの

(2) 法人格のない団体

法人格のない団体に対しては、市民ラジオの免許は与えられない。

3. 市民ラジオとして免許されない無線局

次に掲げる無線局は、その行なう業務の重要性、通信量または通信距離等の関係から別の周波数を割り当てることとなっているので、市民ラジオとしては免許されない。ただし、(7)から(12)までに掲げる無線局であつて、一の構内または一の作業場においてのみ使用するものは、市民ラジオとして免許される。

(1) 公衆通信業務を行なうことを目的として開設するもの

(2) 船舶または航空機の安全運行を確保することを目的として開設するもの

(3) 主として海上または上空で使用することを目的として開設するもの（防波堤もしくはこれに準ずる外隔施設の内側の水域または船舶のみにおいて使用するものを除く。）

(4) 鉄道用もしくは軌道用貨客車または一般乗合旅客自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの

(5) もっぱら天災地変その他非常の事態に際し、人命財産の保全または治安の維持を確保することを目

的として開設するもの

- (6) 防衛, 警察, 海上保安, 検察, 入国管理, 公安調査, 税関または防災の業務の遂行を確保することを目的として開設するもの
- (7) 水防, 道路, 消防または気象業務の遂行を確保することを主たる目的として開設するもの
- (8) 送配電線の保全または電力の需給を確保することを主たる目的として開設するもの
- (9) ガス管または水道管の保全を確保することを主たる目的として開設するもの
- (10) 一般乗用旅客自動車の円滑な配車を確保することを主たる目的として開設するもの
- (11) 放送中継を行なうことを目的として開設するもの
- (12) 金融, 証券または新聞事業の運営を確保することを主たる目的として開設するもの

4. 型式検定合格機器の使用

市民ラジオについては、次に掲げる条件を満足する型式検定合格機器の使用をしようとする方針がとられている。このことは、市民ラジオが広く一般に利用されることを期待し、後述するように免訪申請手続等を法令の許す範囲内で最大限に緩和し、日本人であれば誰でも（無線従事者の資格の有無を問わない。）免許さえ受ければ使用できるというものにしたためである。

なお、型式検定合格機器は、電池の取替え部分以外の部分は封印が施されているから、これをはがさないこと。もし、封印をはがすと型式検定合格機器でなくなり無線従事者の資格がなければ使用できなくなる。

〔市民ラジオの型式検定の条件〕

送信設備

- (1) 周波数偏差は、次に掲げる各場合において（±）0.005 パーセント以内であること。
 - ア 相対湿度が 35 パーセントから 80 パーセントまでであって温度が摂氏（－）10 度から（＋）35 度までである場合
 - イ 電源電圧を定格値の（±）10 パーセントまで変化した場合
 - ウ 外箱に人体がふれている場合
 - エ 振動振幅を 1 ミリメートルとして、毎分 1,000 回の振動を 1 時間与えた場合
 - オ 軽微な衝撃を与えた場合
- (2) 占有周波数帯幅は、A1 電波の場合は 0.5kc, A2 電波の場合は 2.5kc, A3 電波の場合は 6kc をこえないこと。
- (3) 空中線電力は、申請に係る電力の（＋）20 パーセントから（－）50 パーセントの範囲内にあること。
- (4) 空中線電力 1 ワットをこえるものにあつては、その 3,000kc をこえるスプリアス発射の擬似負荷における各平均電力が基本周波数の平均電力より 40 デシベル以上低く、かつ 50 ミリワットをこえないこと。
- (5) 外部から調整できないものであること。
- (6) 封印が施してあるものであること。ただし、電池の取替え上必要な部分を除く。

受信設備

感度および了解度が十分であること。

注 現在は空中線電力が1ワットをこえるものは認められないから、(4)の条件の適用を受けるものはない。

5. 異免許人間の通信

市民ラジオは他の無線局と異なり、異なる免許人間の通信が許されている。したがって、たとえば、友人が同一の周波数を使用する市民ラジオの免許人であればその友人と通信することができる。

6. 周波数および空中線電力等

市民ラジオに許される周波数および空中線電力等は次のとおりであるから、利用者は使用目的に最も適したものを選ぶことができる。

(1) 電話の場合

	電波の型式	周波数(Mc)	空中線電力(W)	備考
1周波数を使用する場合	A3	27.040	0.1	1 空中線電力は、単一の値とする。 2 通信方式は、単信方式(相対する方向で送信が交互に行なわれる通信方式をいう。)または、単向通信方式(単一の通信の相手方に対し送信のみを行なう通信方式をいう。)に限る。
	A3	27.080	0.1	
	A3	27.088	0.05	
	A3	27.112	0.1	
	A3	27.120	0.05	
	A3	27.144	0.1	
2周波数を使用する場合	A3	26.968 26.976	0.1 又は 0.5	

(2) 電話でない場合(模型飛行機、模型ボートその他これらに準ずるものを無線操縦する場合)

	電波の型式	周波数(Mc)	空中線電力(W)	備考
1周波数を使用する場合	A1 又は A2	27.048	1	1 空中線電力は、単一の値とする。 2 通信方式は、単向通信方式に限る。
	A1 又は A2	27.120	0.5	
	A1 又は A2	27.136	0.5	
	A1 又は A2	27.152	1	

7. 免許の申請

市民ラジオを使用しようとする方は、電波法第4条第1項の規定により郵政大臣の免許を受けなければならない。もし、これに違反して使用した場合は、同法第110条の規定により1年以下の懲役または5万円以下の罰金に処せられるから、このようなことのないよう注意することが大切である。

(1) 申請手続

免許の申請手続は、次に掲げる様式の無線局免許申請書、無線局事項書および工事設計書(1通)に必要な事項を記載し、所定の収入印紙をちよう付のうえ、もよりの地方電波監理局に提出すればよいことになっている。

なお、申請書類の用紙および申請書類記載上の注意書は機器に添付されているから、機器購入の際添付もれがないかどうかを確かめること。

申請書類の様式はつぎのとおりである。

収入 印紙 (1局につき 500円)	無線局免許申請書 昭和 年 月 日
-----------------------------	--------------------------

郵政大臣殿

申請者 住所
 (ふりかな)
 氏名 (印)

無線局(簡易無線局 局)を開設いたしたいので、
 電波法第六条の規定により別紙の書類を添えて申請し
 ます。

.....き.....り.....と.....り.....せ.....ん.....

別紙 無線局事項書										
1 目的 に使用するため簡易無線業務を行うこ とを目的とする。 2 開設を必要とする理由 3 通信の相手方及び通信事項 (1) 通信の相手方 (2) 通信事項 4 無線設備の移動範囲 (1) 移動範囲 (2) 常置場所 5 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中 線電力 6 希望する運用許容時間 7 運用開始の予定期日 8 免許の欠格事由に関する事項 工事設計書										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">型式及び名称</th> <th style="width: 15%;">検定番号</th> <th style="width: 15%;">検定年月日</th> <th style="width: 20%;">製造者名</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	型式及び名称	検定番号	検定年月日	製造者名	備考					
型式及び名称	検定番号	検定年月日	製造者名	備考						

(紙面の大きさは、日本工業規格B列5番とする。)

(2) 申請書類の記載要領等

申請書類の記載に際しては、次に掲げる事項に注意すること。

ア 申請の単位

申請書類は局ごとに作成すること。ただし、無線局事項書および工事設計書の記載事項が同一のものについては、2以上の局を一つの書類をもって申請することができる。この場合は、局数を申請書の所定の箇所に記載すること。

イ 収入印紙のちよう付

申請手数料は収入印紙をもって納付することとなっているから、申請書の所定の箇所に1局につき500円の収入印紙を離脱しないようにちよう付すること。なお、収入印紙は絶対に消印しないこと。

ウ 代表者および代理人

(7) 法人（国および地方公共団体を除く。）が申請する場合には、必ず権限がある代表者の役職名および氏名を記載すること。

(4) 代理人を設定した場合は、印紙税法第2条に規定する収入印紙（5円）をちよう付し、関係者の割印を押なつた委任状を添付すること。この場合、印紙税法第5条に規定する官庁、地方公共団体等は印紙のちよう付を要しない。

エ 目的

個人の場合は「個人的用務（家業、登山用、釣り用等）」、法人の場合は「現場監督用」、「巡回申の連絡用、社員のレクリエーション用」等と明確に記載すること。

オ 開設を必要とする理由

「家族および被使用人との連絡を図るため開設を必要とする。」または「事務所と外交員との間の連絡を図るため開設を必要とする。」等と具体的に明確に記載すること。

カ 通信の相手方

(7) 電話の場合 「27Mc帯の簡易無線局（または免許人所属の受信設備）」と記載すること。

(4) 電話でない場合 「免許人所属の受信設備」と記載すること。

キ 通信事項

「簡易な連絡に関する事項」と記載すること。

ク 無線設備の移動範囲

(7) 移動範囲 使用地域を「何市およびその周辺」、「何県内」、「全国」等と記載すること。

(4) 常置場所 機器を使用しないとき置いておく場所（通常住所と一致する。）を記載すること。

ケ 電波の型式ならびに希望する周波数の範囲および空中線電力

記載事項はあらかじめ印刷されているものと思われるが、印刷されていない場合は次のように記載すること。

(7) 電話の場合 A3 27, 088Mc 0.05W

(4) 電話でない場合 A1（またはA2）27, 120Mc 0.5W

コ 希望する運用許容時間

「常時」と記載すること。

サ 運用開始の予定期日

「免許の日」と記載すること。

シ 免許の欠格事由に関する事項

前記2の(1)に該当しない場合は「申請者は、電波法第5条に規定する欠格事由に該当しない。」と記載すること。

ス 工事事設計書

記載事項はあらかじめ印刷されているものと思われるが、印刷されていない場合は、使用する機器の型式および名称、検定番号、検定年月日ならびに製造者名をそれぞれの該当欄に記載すること。

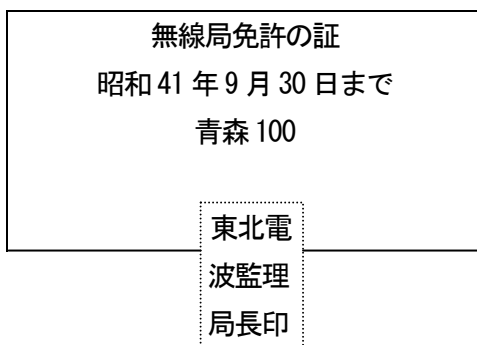
セ その他

- (ア) 申請書類の記載は、ペン書きまたはタイプとし、決して鉛筆で記載しないこと。
- (イ) 訂正箇所があるときは、欄外に「何字訂正」と記載し申請者印を押なつすること。なお、欄外にはなるべく捨て印を押なつすること。
- (ウ) 無線局免許申請書と無線局事項書および工事設計書は切り離さないこと。
- (エ) 申請書類の提出の際には、なるべく申請者（または代理人）の住所氏名を記載し10円切手をちよう付した返信用封筒を同封すること。

8. 免許等

(1) 申請書類の審査等

市民ラジオの免許の申請書を受理した地方電波監理局では、すみやかにその申請が電波法第7条第1項各号の規定に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは簡易な免許手続（予備免許および落成後の検査の省略）により、電波の型式および周波数、呼出名称、空中線電力ならびに運用許容時間を指定して免許を与え、申請者（または代理人）に対し免許状および次に掲げる証票（簡易無線局免許の証）を交付（郵送）する。



注1. これは、昭和36年10月1日に免許を受けた青森県内に常置場所のある市民ラジオ（電話の場合）に交付される証票の例である。

- 2. 年月日は、免許の有効期間満了の日である。
- 3. 「青森100」は、呼出名称である。
- 4. 点線は証票と免許状との割印である。
- 5. 色は白で、用紙はスコッチカルである。

(2) 免許状および証票の取扱い

免許状および証票の取り扱いについては、次の事項を守らなければならない。

ア 免許状は、免許を証明する書類であり、かつ無線局に備えつけておかなければならない書類であるから大切に保存すること。

イ 証票は、機器の外側から見えるところによくはりつけておくこと。もし、証票をはりつけていない場合は、不法無線局の疑いで調べられることがある。

ウ 免許状や証票がやぶれたり、よごれたり、なくなったときは、もよりの地方電波監理局に再交付の申請をすること。

9. 呼出名称の指定基準

市民ラジオの免許の際に指定される呼出名称は、次に掲げる基準によることとなつている。

東京都 各区は区名の次に、23区以外の地域は「とうきょう」の次に1から始まる一連の数字を順次付するものとする。

大阪府 大阪市の各区は区名の次に、大阪市以外の地域は「おおさか」の次に1から始まる一連の数字を順次付するものとする。

京都府 京都市の各区は区名の次に、京都市以外の地域は「きょうと」の次に1から始まる一連の数字を順次付するものとする。

横浜市、名古屋市および神戸市 各区の区名の次に1から始まる一連の数字を順次付するものとする。

北海道 「ほっかいどう」の次に1から始まる一連の数字を順次付するものとする。

各県（神奈川、愛知、兵庫の各県は、それぞれ横浜市、名古屋市、神戸市を除く地域）

「あおもり」、「ふくおか」等各県名の次に1から始まる一連の数字を順次付するものとする。

注 東京都の北区および港区、大阪市の北区、港区、東区、南区、および福島区、京都市の北区および南区、横浜市の神奈川区、南区、中区および西区、名古屋市の北区、東区、南区、港区、西区および中区ならびに神戸市、の兵庫区については、それぞれの区名の前に都市名をつけること。

10. 使用上の注意事項

市民ラジオを使用するときは、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 使用上の制限

ア 通信は、免許状に記載されている目的、通信の相手方または通信事項の範囲内で行なうこと。また、他人に依頼されて通信を行なったり、他人の用務のため他人に貸して使用させないこと。ただし、こう水、火災その他の災害が発生しもしくは発生するおそれのある場合において一般の有線電話等を利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために、行なう通信（これを「非常通信」という。）については、このような制限および後述する通信時間の制限はない。

イ 旅客輸送用の航空機の中では絶対に使用しないこと。

ウ テレビやラジオその他無線局の近くでは使用しないこと。もし、これらに妨害を与えるといわれたときは、使用を中止しなければならない。

(2) 秘密の保護

他人の通信を聞いてこれを洩らしたり、または悪用しないこと。

(3) 通信の方法等

ア 必要のない通信は行なわないこと。また、通信に使用する用語は、できる限り簡潔にすること。

イ 通信を行なうときは、必ず呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。

ウ 相手を呼び出すため電波を発射するときは、あらかじめ受信機を働かせて他の局に混信を与えないこと確かめること。

エ 1回の通信時間（呼出し、応答通話および了解までの時間）は、5分をこえてはならず、また、1回の通信を終了した後においては、1分以上経過した後でなければ再び通信を行なつてはならないこと。ただし、時間や場所からみて他に通信を行なう局のないことが確実な場合は、この制限をこえて通信を行なつてさしつかえない。

オ 連絡のとり方、通話の方法等は、次のように行なうこと。

（呼出し）	相手局の呼出名称	1回
（応答）	こちらは	1回
	自局の呼出名称	1回
（通話）	こちらは	1回
	自局の呼出名称	1回
	「通話の内容」	1回
	どうぞ	1回
（通話の内容を了解したとき）		
	了解またはOK	1回

（通信方法の例）

通話をしようとする相手方の呼出名称を「ちよだ 366」、呼出しを行なう局の呼出名称を「ちよだ 367」とする。

呼出し 「ちよだ 366」

応答 「こちらはちよだ 366」

通話 「こちらはちよだ 367、すぐ帰つてきなさい。どうぞ」

通話の内容を了解したとき 「了解（またはOK）」

11. 機器の取替え

機器を新しいものと取り替えようとする場合は、地方電波監理局に届け出ること。

この場合において、周波数または空中線電力が前のものと違うときは、申請をして許可を受けてから使用しなければならない。

12. 再免許の手續

局の免許の有効期間は、免許の日から5年であるからこの期間を過ぎると使用できない。もし、引き続いて使用したいときは、免許の有効期間の満了の日の6か月前から3か月前までの間に再免許の申請をしなければならない。

13. 局の廃止

局を廃止するときは、地方電波監理局にその旨を届けるとともに、免許状および証票を返さなくてはならない。

14. その他

(1) 市民ラジオは、他の無線局または高周波利用設備からの混信妨害を受けても保護されない。

(2) 個人が免許を受けた場合において、その使用機器が型式検定に合格しているものであるときは、前述のとおり無線従事者の資格がなくても使用できるので、家族被使用人等であってもその免許人のた

めの通信をすることができる。

む す び

以上で市民ラジオについての説明を終わるが、最後に市民ラジオが、製造販売にたずさわる方々および利用される方々の深い御理解と御協力により、真に国民各位から愛される存在となることを心から願いたします。

(電波監理局陸上課勤務)